

食品表示部会 第6回加工食品の表示に関する調査会資料

# 表示レイアウト及び文字の大きさについて

平成26年5月14日 消費者庁食品表示企画課

# 目 次

1 表示レイアウト及び文字の大きさの検討事項	3
2 現行のルール、表示レイアウトの基準(概要)	4
3 新基準の考え方(案)	5
4 現行の表示レイアウトの考え方	7
5 新基準における表示レイアウト(案)	9
(参考)	
・ 面積に係る省略規定について(案)	10
<ul><li>表示可能面積が30cm<sup>2</sup>以下の表示例</li></ul>	11

## 1 表示レイアウト及び文字の大きさの検討事項

### 論点1

- 食品表示の<u>文字の大きさ</u>について、
  - ① 表示可能面積
  - ② 文字間隔、行間、文字の字体等による影響
  - ③ 栄養成分表示義務化に伴う義務表示事項の増加を踏まえ検討を行う。

今回(第6回調査会)での審議部分

### 論点2

2 レイアウトの変更について、

現行の表示様式(一括表示)の必要性について検討を行う。

## 2 現行のルール 表示レイアウトの基準(概要)

	JAS法		食品衛生法	健康增進法
	加工食品	生鮮食品	XMAZA	【栄養成分表示(任意表示)】
	・ 容器又は包装の見やすい箇所	・ 容器若しくは包	・ 容器包装又は包	・ 容器包装(容器包装が包装されている場合は、
		装の見やすい箇所	装の見やすい場所	当該包装を含む。)の見やすい場所又は当該食
表示場所		又は製品に近接し		品に添付する文書
		た掲示その他見や		・ 添付文書に記載する場合以外は、容器包装を
		すい場所		開けないでも見える場所に読みやすく記載
	・ 大きさの統一のとれた活字	<ul><li>大きさの統一のと</li></ul>	・ 大きさの統一の	・ 大きさの統一のとれた活字
文字等	・ 文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色	れた活字(容器又	とれた活字	・邦文
		は包装のみ)	・邦文	
	・ 別記様式により行うこと。ただし、義務表示事	D.J. = 7.1-44		・ 表示の順序は、熱量、たんぱく質の量、脂質
	項を <mark>別記様式による表示</mark> と同程度に分かりやす	別記様式		の量、炭水化物の量、ナトリウムの量及び表示
	く一括して記載する場合は、この限りではない。	名称 原材料名		栄養成分の量の順に記載
表示方法	・ 縦書きとすることができる。		原材料名	
弾力規定	・ 枠を記載することが困難な場合には枠を省略	内容量 固形量		の表示については、栄養成分の記載を必要と
	することができる。	内容総量		する成分とは区別して表示することが望ましい。
(全体)	・ 品質に関する表示の基準に定められた義務表	賞味期限 保存方法		表示例
	示事項、法令により表示すべき事項及び一般消	原産国名		
	費者の選択に資する適切な表示事項は、枠内	製造者		栄養成分表示 1個(80g)当たり
	に記載することができる。	/ <del>/                                  </del>	N & DIE 244 - 4	熱量 390kcal
	・ 名称については商品の主要面に記載することが	(参考) 玄米及び精 	米の別記様式	たんぱく質 5.3g 脂質 19.1g
	できる。この場合において、内容量についても、名	名称		炭水化物 49. 1g
	称と同じ面に記載することができる。	原料 産地 品種	重 産年 使用 割合	ナトリウム 311mg カルシウム 20mg
  (個 別)	・ 原材料名を他の義務表示事項と一括して表示			
	することが困難な場合には、義務表示事項を一	内容量		ポリフェノール 50mg
	括して表示する箇所にその記載箇所を表示すれ	精 米 年月日		
	ば、他の箇所に記載することができる。	販売者		
	等			

## 3 新基準の考え方(案)

#### 論点2

#### 1 考え方

- (1) 表示のレイアウトについては、3法を統合するに当たり、食品衛生法には規定がないので、 JAS法及び健康増進法の考え方を引き継ぐ。
- (2) JAS法で規定されるレイアウトについては、平成16年12月に「わかりやすい表示方法について」(食品の表示に関する共同会議報告書)の取りまとめ、平成18年8月に加工食品の表示方法等に係る見直しが行われ、一括表示の様式の弾力化が図られていることから、基本的に変更は行わないこととする。(次ページ参考)
- (3) <u>栄養成分表示については、様式1とは別面に一括して表示する</u>ことができる。 (詳細については栄養表示調査会において議論)

#### 2 新基準(案)

- ・ 様式1及び様式2を別々に規定する。
- 様式1と様式2は別面に表示することができる。
- 食品添加物以外の原材料と食品添加物は、違いを明確にするために区別できるようにする。

#### 様式1

名称

原材料名(添加物、アレルゲン、遺伝子組換え食品に関する事項等を含む。)

原料原産地名

内容量又は固形量及び内容総量

消費期限又は賞味期限

保存方法

原産国名

食品関連事業者

製造所(P)

#### 様式2

栄養成分表示

※2 詳細については栄養表示調査会において議論

#### 【参考】

- 平成18年8月の加工食品の表示方法等にかかる見直しについての経緯と概要 (加工食品品質表示基準改正(わかりやすい表示方法等)に関するQ&A(平成18年8月)より抜粋)
- 1 近年、多様な加工食品が製造されるようになり、表示を実施する事業者も多様化する中で、**定められた様式** (以下、別記様式) **による表示方法のみでは、消費者への情報提供の観点から必ずしも十分ではない**、表示に 当たっての考え方を明確化すべき事項があるなどの課題が顕在化してきました。
- 2 このような状況を踏まえ、加工食品の表示方法の見直しについて検討が行われ、**平成16年12月に「わかり やすい表示方法について」(食品の表示に関する共同会議報告書)**がとりまとめられました。この報告書における提案に基づき、このたび、加工食品品質表示基準の改正を含めて、<u>加工食品の表示方法の見直し</u>を行いました。
- 3 平成18年8月の見直しの概要は以下のとおりです。
- ① 一括表示様式の弾力化等について
- ・ 別記様式に限られていた表示様式について、<u>別記様式による表示を基本</u>としつつ、義務表示事項が別記様式による表示と<u>同等程度にわかりやすく一括して表示</u>されている場合(プライスラベルによる表示など)に限り、<u>別</u> 記様式以外の表示も可能としました。
- ・ <u>義務表示事項以外の事項であっても、消費者の選択に資するものであれば別記様式枠内に記載できる</u>など、 弾力的な表示を可能としました。
- ・ <u>名称と内容量については、商品の主要面に記載</u>することにより、義務表示事項が一括して表示される部分(以下、一括表示部分)での表示省略を可能としました。
- ・ <u>内容量及び原材料名を他の義務表示事項と一括して表示することが困難な場合、一括表示部分に記載箇所</u>を表示することで、他の箇所での表示を可能としました。

②~③ (略)

## 4 現行の表示レイアウトの考え方①

原則: 一括様式による表示を基本

ただし、義務表示事項を別記様式による表示と同等程度に分かりやすく

一括して記載する場合は、この限りでない。

	内 容	基準等
表示場所	表示事項の表示は、容器又は包装の見やすい箇所にしなければならない。	加工食品品質表示基準等
	表示事項の表示は、製品に近接した掲示その他見やすい場所にしなければならない。(生鮮食品)	生鮮食品品質表示基準
	表示事項の表示は、容器包装の見やすい場所又は当該食品に添付する文書に記載すること。(栄養成分表示)	栄養表示基準 (栄養表示調査会において議 論)
文字等	表示に用いる文字は、統一のとれた活字とすること。(個別規定がある場合又は合理的な理由がある場合はポイント数を大きくすることも可能)  → 前回の調査会において現行どおりとされた。	加工食品品質表示基準等
	表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること。	加工食品品質表示基準
	表示事項の記載は、邦文をもって行わなければならない。	食品衛生法に基づく内閣府令 等

## 4 現行の表示レイアウトの考え方②

	内容	基準等	
枠	様式は、縦書きとすることができる。		
	様式の枠を記載することが困難な場合には、枠を省略することができる。		
	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号) 第19条の13第2項の規定に基づき制定された品質に関する表示の基準に定められ た義務表示事項、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)第12 条の規定に基づく公正競争規約に定められた表示事項その他法令により表示すべき 事項及び一般消費者の選択に資する適切な表示事項は、枠内に記載することができ る。		
名 称	名称は、商品の主要面に記載することができる。 (項目名を省略することが可能)		
原材料名	原材料名を他の義務表示事項と一括して表示する箇所にその記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。	加工食品品質表示基準	
内容量	名称を商品の主要面に記載した場合は、内容量についても、名称と同じ面に 記載することができる。 (項目名を省略することが可能)		
	内容量を他の義務表示事項と一括して表示することが困難な場合には、義務 表示事項を一括して表示する箇所にそれらの記載箇所を表示すれば、他の箇 所に記載することができる。		
消費期限又は 賞味期限、保 存方法	消費期限又は賞味期限を他の義務表示事項と一括して表示することが困難な場合には、義務表示事項を一括して表示する箇所にそれらの記載箇所を表示すれば、他の箇所に記載することができる。この場合において、保存方法についても、義務表示事項を一括して表示する箇所にその記載箇所を表示すれば、消費期限又は賞味期限の記載箇所に近接して記載することができる。 (項目名を省略することが可能)		

## 5 新基準における表示レイアウト(案)

- 1 消費者が必要とする情報を一見して速やかに得ることができるという観点から、一括表示事項を定められた様式で表示することを基本とする。
- 2 近年、多様な加工食品が製造されるようになり、表示も多様化する中で、これらに対応するため、すでに、加工食品の表示方法の見直しについて検討が行われ、平成16年12月に「わかりやすい表示方法について」(食品の表示に関する共同会議報告書)が取りまとめられている。この報告書の提案も踏まえ、この見直しからこれまでの間、当該表示レイアウトについては、消費者及び事業者に定着してきていることから、表示レイアウトの現行基準の変更は、原則、行わないこととする。
- 3 なお、新基準において、容器・包装の表示可能面積が30cm<sup>2</sup>以下の場合、義務表示 事項が増加する食品があることから、次の旨の規定を追加することとする。

「容器・包装の表示可能面積が30cm<sup>2</sup>以下の場合であって、義務表示事項を一括して表示することが困難な場合は、一括表示によらずに記載することができる。」

## (参考) 面積に係る省略規定について(案)

### 現行の省略規定

JAS法	容器又は包装の面積が30cm²以下であるものは「原材料」、「賞味期限又は消費期限」、「保存方法」及び「原料原産地名」を省略することができる。
食品衛生法	第1条第1項第11号ロに掲げる食品及び同項第12号に掲げる加工食品であって、容器包装面積が30cm²以下の場合、その表示を省略することができる。  食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成23年内閣府令第45号) 第1条  土一 容器包装に入れられた食品(前各号に掲げるものを除く。)であって、次に掲げるもの イ 食肉、生かき、生めん類(ゆでめん類を含む。)、即席めん類、弁当、調理パン、そうざい、魚肉練り製品、生菓子類、切り身又はむき身にした鮮魚介類であって生食用のもの(凍結させたものを除く。)及びゆでがに  ロ 加工食品であって、イに掲げるもの以外のもの 十二 別表第1の上欄(左欄)に掲げる作物である食品及びこれを原材料とする加工食品(当該加工食品を原材料とするものを含む。)
健康増進法 栄養成分表示 (任意表示)	容器又は包装の表示面積が小さい場合であっても、表示事項を省略することはできない。

### 新しい省略規定(案)

1 省略できない事項	①食品の安全性の確保のために必要な情報であること。
「名称」、「保存方法」、「消費期限又は賞味期限」、「食品関連事業者」、「アレルゲン」	②食品関連事業者(表示責任者)の記載があれば、省略されている事項の情報を得られるため省略できない事項とする。
2 省略可能な事項 「原材料名」、「添加物」、「内容量」(計量法の義務がかからない場合)、「栄養成分の量及び熱量」、「製造所等の所在地及び製造者等の氏名(名称)」、「原産国名」、「原料原産地名」、「遺伝子組換え食品である旨」等	表示がある方が望ましいが、表示面積が限られている中で、1よりは優先順位が低い事項であるため、省略を可能とする。

## 表示可能面積が30cm<sup>2</sup>以下の表示例

表示可能面積が30cm<sup>2</sup>以下であっても、以下の表示例から、義務表示事項(「名称」、「保存方法」、「消費期限又は賞味期限」、「食品関連事業者」、「アレルゲン」)の表示は可能であると考えられる。

